

自転車保険 入つてますか?

自転車保険への 加入は義務です!!

福岡県自転車条例により、福岡県内で自転車を利用する場合、自転車事故によるケガなどの損害を賠償する自転車保険等に加入しなければなりません。

対象者

- 自転車を利用する人(子供が利用する場合はその保護者)
- 従業員に自転車を利用させる事業者
- 自転車貸付業者(県への届け出義務があります)

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

自転車保険の加入状況の確認について

自転車を利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車保険等)に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」(点検日から1年以内)も該当します。

はい

はい

はい

加入している保険や共済に、自転車保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名前は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なる場合があります。

すでに自転車保険等に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
※相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車保険等への加入が必要です。



交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



自転車保険
の取扱事業
者はこちら
から

自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

自転車の安全利用の促進

- 夜間のライト点灯



- ブレーキを備えていない自転車の運転禁止



- 飲酒運転の禁止



幼児・児童・高齢者のヘルメットの着用

保護者・ご家族の皆さん、児童・高齢者の方へ、ヘルメットの着用を呼びかけましょう。



自転車の点検及び整備

反射器材の装着、
タイヤの空気圧や
ブレーキの効きなど
の自己点検をしま
しょう。



これらの「ながら運転」は禁止行為です

傘をさしながら



大音量で
音楽等を
聴きながら



スマホや
携帯を
操作しながら



詳しくは、福岡県のホームページを！

福岡県 自転車条例

検索

問合せ先：福岡県生活安全課 ☎092-643-3167



自転車条例

令和4年1月発行